

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。  
令和2年(2020年)5月受付分

- 1 許可取り消しの原因  
建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	熊本県知事許可 許可番号		区分	取り消した業種	処分をした年月日
芹口建設	芹口 康則	熊本県上益城郡山都町小峰756	般 - 27	10985	全部廃業	建築工事業、大工工事業	令和2年5月1日
セイブ管工土木(株)	坂井 ツヨ子	熊本県合志市御代志1516-2	般 - 1	07265	一部廃業	消防施設工事業	令和2年5月26日
松本建設(株)	松本 幸夫	熊本県八代市出町8-25	般 - 28	00840	一部廃業	土木工事業、水道施設工事業	令和2年5月27日
(合)三勢機動	森川 美加	熊本県球磨郡あさぎり町免田西249 7-3	般 - 27	17823	一部廃業	とび・土工工事業、石工事業、鋼 構造物工事業、舗装工事業、しゅ んせつ工事業、水道施設工事業	令和2年5月28日